

令和元年度（2019年度）第4次定期監査に係る注意事項の公表

令和元年（2019年）10月1日から令和元年（2019年）11月15日までの間に実施した定期監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

なお、指摘事項については、令和2年（2020年）2月13日付け熊本県監査委員公告第2号で公表しています。

令和2年（2020年）2月13日

熊本県監査委員事務局

○件数 39件

○注意事項

1 交通事故等

なし

2 行政

事項	内容	課題数
業務費用の職員負担	所内に保護した者に提供するための食事代を、公費ではなく職員が個人負担している。	1
	職員が出張先で支払う資料代金を、公費ではなく職員の親睦会が負担している。	1
行政文書の管理	行政文書を条例等に定める手続をとらずに廃棄している。	6
処分等に係る教示	使用許可に当たって、改正前の行政不服審査法に従って教示を行っている。（[誤]60日以内に異議申立て、[正]3か月以内に審査請求）	1

3 収入

事項	内容	課題数
未収金対策	徴収努力はなされているものの、未収金が増加又は新規発生している。	2
収入調定	戻出に伴う減額調定を行っていないため、年度を超えて収入未済となっている。	1

現金出納	現金出納簿の記載を行っていない。	1
	会計職員の異動に伴う現金出納簿の引継手続を行っていない。	1
	現金出納簿及び現金領収書に、記載漏れや記載順序が日付順になっていないものがある。	1

4 支出

事 項	内 容	課題数
委託契約	個人情報を取り扱う業務を委託する際、請書による契約に併せて交付すべき個人情報取扱特記事項を、交付していない。	1
	樹木せん定等の業務委託に当たり、見積書提出依頼先として、障害者雇用促進企業を追加していない。	1
時間外勤務手当の支給	週休日を別の週に振り替えたことによる時間外勤務（週 38.75 時間を超える勤務）に対して、時間外勤務手当を支払っていない。	3
旅費の支給	旅行依頼の旅行諸費（職員であれば支給されない在勤地内相当分）の支給漏れ、職員の旅行が在勤地内であるかどうかの判定（システムが自動判定しない）の誤りによる旅行諸費支給の誤りがみられ、過年度支出となっている。	1
	外部講師に対して、複数年度にわたり旅費を支給していない。	1
工事契約	工事の主任技術者について、資格等を有していることを確認しないまま、現場代理人主任（監理）技術者通知書を受理している。	3
	工事請負（解体）として発注すべき解体撤去工事を、業務委託として発注している。	1
支払遅延	電話料等を、納期限を過ぎて支払っている。	1

5 物品

事 項	内 容	課題数
公用車の毀損、処分	公用車による自損事故、過失割合の高い物損事故が発生している。	8
	事故により走行不能となった公用車について、不用決定処分及び自賠償保険料等の還付請求が行われていない。	1
備品の管理	不用決定後に処分されていない多数の備品、性能陳腐化等により使用していないにもかかわらず処理方針が決定されていない多数の備品がある。	1
	所要の手続をせずに貸し付け、貸付後も定期的な状況確認をしていない県有物品がある。	1
	性能陳腐化等により使用していない重要備品、台帳に記載された配置場所が誤っている多数の備品がある。	1

6 財産

なし